令和５年５月２日

市立小・中学校保護者　様
市立幼稚園保護者　様

匝瑳市教育委員会教育長

令和５年５月８日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る学校（園）の対応等について

日頃より、保護者の皆様におかれましては、匝瑳市の教育行政に御理解と御支援をいただき、誠にありがとうございます。

皆様御存知の通り、新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日より感染症の分類上「５類」となります。文部科学省および千葉県教育委員会からの通知を踏まえて市立幼稚園、小・中学校での対応を以下のようにします。引き続き御理解・御協力をお願いします。

記

１　学校や園における基本的な対応について

・新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とします。手洗いの励行と活動場所の換気については徹底して行います。手洗いや日常の健康管理については、御家庭でも、お子様に御指導願います。
・今まで御協力いただいた健康観察票の提出は不要となります。
・マスクの着用は個人の判断となっておりますが、引き続きマスクの着脱について、学校（園）では差別・いじめがないよう十分配慮します。御家庭でも、お子様に御指導願います。

２　学校（園）への連絡について

・通常の欠席連絡と同じように学校にお願いします。濃厚接触者の特定はなくなりますので、濃厚接触の連絡は必要ありません。また、休日の教育委員会等への感染者等の連絡も必要ありません。

３　出席停止期間等について

・新型コロナウイルス感染症が**発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまでとします。出席停止扱いとなり、通常の欠席にはなりません。**
・発症から１０日を経過するまでは、登校した後もマスクの着用を推奨させていただきます。なお、児童生徒間で感染の有無やマスクの着用の有無について差別・偏見等がないよう十分配慮します。
＊発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要でありますので、無理をして登校しないようお願いします。なお、その際は新型コロナウイルス流行前と同様に通常の欠席扱いとなります。

御不明・御心配な点がございましたら、学校または教育委員会に御問い合わせください。